



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年10月18日(金) 第10242号

## 目次

ページ

### 告 示

|                         |   |
|-------------------------|---|
| ○鳥獣保護区設定の告示の一部改正(自然環境課) | 2 |
| ○同                      | 2 |
| ○同                      | 2 |
| ○特別保護地区の指定(同)           | 4 |
| ○同                      | 5 |
| ○同                      | 6 |
| ○特定猟具使用禁止区域の指定(同)       | 7 |
| ○道路の区域変更(道路管理課)         | 7 |
| ○同                      | 7 |
| ○道路の供用開始(同)             | 8 |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定(同)    | 8 |

### 公 告

|                    |   |
|--------------------|---|
| ○肥料の登録有効期間の更新(農政課) | 9 |
| ○開発工事の完了(建築課)      | 9 |

### 落 札

|                      |   |
|----------------------|---|
| ○落札者等の決定(群馬産業技術センター) | 9 |
|----------------------|---|

**■ 告 示****◎群馬県告示第251号**

鳥獣保護区設定の告示(昭和34年群馬県告示第388号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表箕郷鳥獣保護区の項中「と並行する」を「に架かる箕郷大橋左岸で」に、「中和田橋」を「中和田橋左岸」に、「市道0101号線」を「天神橋左岸で市道0101号線」に、「西に進み市道0102号線」を「西に進み天神橋を経て市道0102号線」に、「市道5337号線」を「黒沢川に架かる鈴蘭橋左岸で市道4231号線」に、「市道219号線」を「市道0219号線」に、「新坂橋を経てさらに北東に進み同市箕郷町大字松之沢地内の」を「、車川に架かる新坂橋を経て東北東及び北に進み、浦川に架かる鞍置橋を経てさらに北及び東北に進み、大沢川に架かる」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

**◎群馬県告示第252号**

鳥獣保護区設定の告示(昭和39年群馬県告示第494号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表赤谷湖鳥獣保護区の項中「利根上流森林計画区の国有林」を「国有林利根上流森林計画区」に、「同国有林210林班い小班とろ6小班」を「同国有林210林班の「い」小班と「ろ6」小班」に、「同国有林210林班い小班とろ6、ろ7各小班」を「同国有林210林班の「い」小班と「ろ6、ろ7」各小班」に、「同国有林211林班ほ2小班とは小班及び民有林」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ」小班及び民有林」に、「同国有林211林班ほ2小班とは小班との小班界」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ」小班との小班界」に、「同国有林211林班ほ2小班とほ1小班及びほ1小班」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ1」小班及び「ほ」小班」に、「同国有林211林班ほ2小班とほ1小班の小班界」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ1」小班の小班界」に、「同国有林212林班ろ小班」を「同国有林212林班の「ろ」小班」に、「同国有林212林班い小班」を「同国有林212林班の「い」小班」に、「同国有林224林班ち小班とい1小班」を「同国有林224林班の「ち」小班と「い1」小班」に、「同国有林224林班い1小班」を「同国有林224林班の「い1」小班」に、「平成26年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

**◎群馬県告示第253号**

鳥獣保護区設定の告示(昭和59年群馬県告示第779号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表赤城山鳥獣保護区の項を次のように改める。

|                 |  |                                |   |
|-----------------|--|--------------------------------|---|
| <p>赤城山鳥獣保護区</p> | <p>渋川市及び前橋市の一部で、県道前橋赤城線と旧林道富北線の交点を起点とし、これから林道富北線を西に進み群馬県森林計画図前橋市70林班と68林班の境界との交点に至り、これから同境界を西に進み同計画図前橋市68林班と67林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同計画図前橋市90林班と67林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西及び西に進み前橋市と渋川市の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同計画図前橋市91林班と国有林利根下流森林計画区334林班の境界との交点に至り、これから同境界を東に進み同国有林332林班と同計画図前橋市91林班の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み同国有林332林班と同計画図前橋市92林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東へ進み同国有林332林班と344林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林344林班と331林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同国有林331林班と345林班の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み同国有林331林班と330林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林331林班と同計画図渋川市148林班との境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み林道中山線との交点に至り、これから同林道を北西及び東に進み林道潜下線との分岐点に至り、これから潜下線を北西に進み同計画図渋川市147林班と148林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に進み渋川市有林と同国有林326林班の境界との交点(沼尾川)に至り、これから同境界を北東に進み同国有林326林班と328林班の境界との交点に至り、これから同境界を北東に進み同国有林326林班と327林班の境界との交点に至り、これから同境界を北に進み渋川市と利根郡昭和村の境界との交点に至り、これから同境界を東及び南東に進み渋川市と沼田市の境界との交点に至り、これから同境界を南東に進み渋川市、前橋市及び沼田市の境界との交点に至り、これから前橋市と沼田市の境界を東に進み前橋市と桐生市の境界との交点(黒檜山の南)に至り、これから同境界を南に進み駒ヶ岳山頂及び長七郎山山頂を経てさらに西に進み同計画図前橋市100林班と39林班の境界(外輪山南側尾根)との交点に至り、これから同境界を北西に進み同国有林336林班と同計画図前橋市39林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同国有林336林班と338林班との交点に至り、同境界を南西に進み同国有林336林班と同計画図前橋市50林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同計画図前橋市102林班と50林班の境界との交点に至り、これから同境界を南に進み同計画図前橋市51林班</p> | <p>令和6年1月1日から令和16年10月31日まで</p> | <p>1 指定区分 森林鳥獣生息地<br/>2 指定目的 野生鳥獣の生息環境の保全と保護増殖を図るため</p> |
|-----------------|--|--------------------------------|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | と102林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同国有林337林班と同計画図前橋市52林班の境界との交点に至り、これから同境界を南西に進み同計画図前橋市104林班と52林班の境界との交点(鍋割山山頂)に至り、これから同境界を南に進み同計画図前橋市84林班と22林班の境界との交点に至り、これから同境界を南に進み林道鍋割相吉線との交点に至り、これから同林道を北西及び北に進み県立勢多農林高等学校演習林と同計画図前橋市81林班の境界との交点に至り、これから同境界を北西に300m進み林道箕輪線に通じる旧歩道との交点に至り、これから同歩道を北に進み赤城白川との交点に至り、これから同歩道を北東に進み林道箕輪線の馬頭観音に通じる旧歩道との交点に至り、これから同歩道を北西に進み赤城白川を渡って林道箕輪線との交点に至り、これから同林道を南西に進み県道前橋赤城線との交点に至り、これから同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(2,690ヘクタール) |  |
|--|--|--|

表迦葉山鳥獣保護区の項中「沼田市上発知町の国有林7林班」を「沼田市上発知町の国有林利根上流森林計画区7林班」に改め、「6林班との境界を北」の次に「及び北東」を加え、「民有林との境界を北に」を「民有林との境界を北東に」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改め、同表谷川岳鳥獣保護区の項を次のように改める。

|          |   |                          |   |
|----------|---|--------------------------|---|
| 谷川岳鳥獣保護区 | 利根郡みなかみ町の国有林利根上流森林計画区308、309、310、317、318、319の各林班の区域(4,039ヘクタール) | 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで | 1 指定区分 森林鳥獣生息地<br>2 指定目的 野生鳥獣生の息環境の保全と保護増殖を図るため |
|----------|---|--------------------------|---|

表法師鳥獣保護区の項中「利根郡みなかみ町国有林」を「利根郡みなかみ町の国有林利根上流森林計画区」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改め、同表叶山鳥獣保護区の項中「平成16年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和26年10月31日」に改め、同表榛名山鳥獣保護区の項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改め、同表妙義鳥獣保護区の項中「771ヘクタール」を「757ヘクタール」に、「平成26年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第254号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

|          |  |
|----------|--|
| 名称       | 赤城山鳥獣保護区特別保護地区   |
| 区域       | 赤城山鳥獣保護区の一部で、県道前橋赤城線と県道赤城山敷島停車場線の交点を起点とし、これから県道赤城山敷島停車場線を北西に進み湖水一週道路との交点を経て関東ふれあいの道(コース21)との交点に至り、これから同コースを南西及び西に進み前橋市と渋川市の境界との交点(出張峠)に至り、これから同境界を北東に進み前橋市と沼田市の境界との交点(野坂峠)に至り、これから同境界を東に進み県道沼田赤城線との交点(五輪峠)に至り、これから同境界を東及び北東に進み前橋市と桐生市の境界との交点に至り、これから同境界を南に進み駒ヶ岳山頂を経て県道大間々上白井線との交点(鳥居峠)に至り、これから同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(291ヘクタール)  |
| 存続期間     | 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで   |
| 保護に関する指針 | <p>1 指定区分<br/>森林鳥獣生息地</p> <p>2 指定目的<br/>当該指定する区域は、鳥獣保護区の北東部に位置し、カルデラ湖である赤城大沼や覚満淵及びその周囲の森林地帯である。この区域には、赤城山の主峰の一つである黒檜山の南西面及び県立赤城公園の一部が含まれている。<br/>この地域はミズナラ、ダケカンバ、カエデ、ツツジなどの落葉広葉樹林によって構成される森林が森林性の野生鳥獣を育み、標高1,310mの赤城大沼、湿原地域である覚満淵周辺の湖畔林においては、四季を通じて小鳥のさえずりを聞くことが出来るとともに、赤城大沼から流れ出る沼尾川は下流に広がる鳥獣保護区一帯を潤す重要な役目を果たしている。<br/>また、火山地形特有の急峻な地形と天然生林が鳥獣の好む小岩窟や老齢木、堅果類や食餌植物を提供している。<br/>このように、当該地域は赤城山鳥獣保護区内でも特に中核的な区域であることから、鳥獣保護区の特別保護地区として指定し、将来にわたり当該区域の自然環境の保全及び野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。</p> <p>3 管理方針<br/>(1) 区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。<br/>(2) 建築物の改築等が行われる場合には、鳥獣の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。<br/>(3) 鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報を前橋市や関係機関と授受する等、連絡調整を十分に図る。<br/>(4) 周辺地域におけるイノシシ等による被害発生状況の把握に努め、被害が発生した場合の有害鳥獣捕獲等については、被害実績等を十分考慮して適切に対応するものとする。</p> |

◎群馬県告示第255号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

|      |   |
|------|---|
| 名称   | 榛名山鳥獣保護区特別保護地区  |
| 区域   | 榛名山鳥獣保護区のうち、榛名(富士山)国有林285林班の「い」、「ろ」、「は」、「に」、「ほ」、「へ」、「と」、「ち」、「り」、「ぬ」、「イ5」、「ロ1」及び「ロ2」の各小班の区域(92ヘクタール) |
| 存続期間 | 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで  |

|          |  |
|----------|--|
| 保護に関する指針 | <p>1 指定区分<br/>森林鳥獣生息地</p> <p>2 指定目的<br/>当該地区は、榛名山系の中心にある榛名富士の骨格をなす部分で、西側をミズナラ林、東側をカラマツ林で覆われており、山頂付近の低木状の森林を含めて食餌植物に恵まれている。<br/>また、榛名富士の斜面下部には発達したミズナラ林が多いため、堅果類の生産が豊富であり、森林性小動物の生息密度が高いため、それを餌とする希少鳥類の繁殖適地となっている。<br/>その他にも多数の森林性鳥獣が生息しており、榛名山鳥獣保護区の中核となる重要な地域であるため、榛名山鳥獣保護区特別保護地区に指定し、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図るものである。<br/>なお、当該地区は昭和46年1月以降、50年以上にわたり特別保護地区として指定され続けている。</p> <p>3 管理方針<br/>(1) 区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。<br/>(2) 建築物の改築等が行われる場合には、鳥獣の保護並びに生息地及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように、関係機関との連絡調整を図る。<br/>(3) 鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報を高崎市や関係機関と授受する等、連絡調整を十分に図り、鳥獣の保護並びに生息地及び繁殖地の保全に役立てる。</p> |
|----------|--|

◎群馬県告示第256号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一太

|          |  |
|----------|--|
| 名称       | 妙義鳥獣保護区特別保護地区  |
| 区域       | 妙義鳥獣保護区のうち、中木山国有林113林班全、114林班の「は」小班、115林班の「は」、「へ」、「と」、「ロ2」及び「ロ3」の各小班並びに116林班の「は1」、「は2」、「は3」及び「は4」の各小班の区域（304ヘクタール）   |
| 存続期間     | 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで   |
| 保護に関する指針 | <p>1 指定区分<br/>森林鳥獣生息地</p> <p>2 指定目的<br/>当該地区は、妙義荒船佐久高原国定公園を含む国有林で構成されており、奇岩を始めた地形の変化に富み、その地形に応じて広葉樹林を中心に多様な森林が発達しているため鳥獣の食餌植物が多く、鳥獣にとって良好な生息環境となっている。急峻な谷の中腹には希少猛禽類であるクマタカの営巣地もあり、今後とも保護を図る必要がある。そこで、鳥獣の生息にとって良好な生息環境を維持していくため妙義鳥獣保護区特別保護地区に指定し、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図るものである。<br/>なお、当該地区は昭和53年3月以降、45年以上にわたり特別保護地区として指定され続けている。</p> <p>3 管理方針<br/>(1) 区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。<br/>(2) 建築物の改築等が行われる場合には、鳥獣の保護並びに生息地及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように、関係機関と連絡調整を図る。<br/>(3) 鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報を安中市や関係機関と授受する等、連絡調整を十分に図り、鳥獣の保護並びに生息地及び繁殖地の保全に役立てる。</p> |

◎群馬県告示第257号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

| 名称             | 区域  | 存続期間 | 禁止に係る特定猟具の種類 |
|----------------|---|------|--------------|
| 蕪川第二特定猟具使用禁止区域 | 伊勢崎市の一部で、蕪川左岸の河川管理用道路と市道（伊）9-484号線との交点（恵比寿橋北詰）を起点とし、同市道を南に進み蕪川右岸の河川管理用道路との交点（恵比寿橋南詰）に至り、これから同道路を蕪川上流方向へ進み（伊）9-252号線との交点（上蓮橋南詰）に至り、これから同市道を北東へ進み市道（伊）9-545号線との交点（上蓮橋北詰）に至り、これから同市道を南東へ進み市道（伊）9-513号線との交点に至り、これから同市道を南東へ進み市道（伊）9-514号線との交点（新竹橋）に至り、これから同市道を南東へ進み蕪川左岸の河川管理用道路との交点に至り、これから同道路を蕪川下流方向へ進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（5.8ヘクタール） | 永年   | 銃器           |

◎群馬県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名    | 区間   | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル              | 延長メートル         |
|-------|--------|--|--------|------------------------|----------------|
| 県道    | 高崎東吾妻線 | 吾妻郡東吾妻町大字厚田字田中1096番地先から同郡同町大字同字橋詰1183番地先まで | 前      | 13.0～20.9<br>15.3～22.8 | 180.0<br>219.3 |
|       |        |  | 後      | 13.0～20.9              | 180.0          |

◎群馬県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                   | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル  | 延長メートル |
|-------|-------|---------------------------------------|--------|------------|--------|
| 県道    | 安中富岡線 | 安中市安中字俣上4018番の6地先から同市同字同4003番の1地先まで   | 前      | 56.2～63.9  | 6.9    |
|       |       |                                       | 後      | 63.9～78.5  | 6.9    |
|       |       | 安中市上間仁田字道前久保716番の2地先から同市同字同605番の2地先まで | 前      | 56.5～105.4 | 38.1   |
|       |       |                                       | 後      | 56.5～96.8  | 38.1   |

◎群馬県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                             | 供用開始の期日    |
|-------|--------|---------------------------------|------------|
| 県道    | 桐生伊勢崎線 | 太田市大原町1111番の7地先から同市同2341番の8地先まで | 令和6年10月18日 |

◎群馬県告示第261号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間  |
|-------|-------|--|
| 県道    | 植栗伊勢線 | 吾妻郡東吾妻町大字植栗294番の3地先から同郡同町大字同1446番地先までの上下線    |
| 県道    | 植栗伊勢線 | 吾妻郡中之条町大字伊勢町30番地の1地先から同郡同町大字同675番地の1地先までの上下線 |

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山 本 一 太

| 登録番号         | 肥料の種類     | 肥料の名称        | 保証成分量 (%)                                  | その他の規格                | 生産業者の名称及び住所               | 有効期限       |
|--------------|-----------|--------------|--|-----------------------|---------------------------|------------|
| 群馬県登録第10012号 | 加工家さんふん肥料 | バイオゴールドオリジナル | 窒素全量<br>3.5<br>りん酸全量<br>3.7<br>加里全量<br>3.3 | 法第3条第1項の規定による公定規格のとおり | 椿産業株式会社<br>群馬県太田市長手町183番地 | 令和12年12月3日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山 本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|----|---|---|
| 1  | 渋川市行幸田字向谷地272-2、272-4、273-1、273-2、274-1、274-2、274-3、275-1、275-2、279-2、279-3、279-4、279-9、279-10、267-10、272-3の一部、277-10 | 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1<br>株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野澄人      |
| 2  | 富岡市富岡字坪之1676-3、1676-4、1677-1、1677-2、1677-5、1678-1、1678-3  | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号<br>株式会社しまむら 代表取締役社長 鈴木誠 |

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年10月18日

群馬県立群馬産業技術センター所長 加 部 重 好

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 電力回生型充放電試験システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町84番地1
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月25日

- 4 落札者の名称及び所在地 コムベックス株式会社高崎営業所 群馬県高崎市緑町3丁目7番地1
- 5 落札金額 59,389,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年8月16日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---